

令和7年第4回総会

## 山武市農業委員会会議録

令和7年4月7日 開会

令和7年4月7日 閉会

## 令和7年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月7日（月）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知  
議 事 議案  
（1）保留案件について  
（2）農地法第3条の規定による許可申請について  
（3）農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（5）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について  
（6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 議案第1号 保留案件について  
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について  
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和7年4月7日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

---

◎開会

議長

これから令和7年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号1番藤田委員です。

お諮りします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名について、議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りとします。議事録署名人は、議席番号3番高野委員及び議席番号4番小川委員を指名いたします。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知に

ついてを議題とします。通知の概要を事務局が報告します。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

---

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、保留案件について、議題とします。

番号1、2及び3は同一事業で、令和7年第1回総会及び第3回総会において審議した案件でございます。

お諮りいたします。

番号1、2及び3は一括審議し、許可日は同一とすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。

番号1、2及び3は一括審議とし、許可日は同一といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

本件は、前回の総会において、不許可相当とする理由がなくても周辺農地への影響が懸念されることから、担当地区の推進委員、担当地区の農業委員、現地調査員が許可相当とは回答できないので保留とし、千葉県に確認することになっていた案件でございます。

地区担当推進委員の櫻田委員の意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長 では、櫻田さん、お願いします。

**櫻田推進委員**

地区担当推進員の櫻田です。

議案第1号、申請番号1、2及び3について説明いたします。

こちらは、農振・農用地への営農型太陽光発電施設設置の申請です。先日、現地を確認してきました。申請地は現在作付けがされておらず、荒廃している状況です。東側隣接農地の所有者が、パネル設置後に雑草等の種が飛んでくるのではないかと心配していましたが、下部農地耕作者の法人に問合せをしてきましたところ、当該法人はサカキ等の栽培には十分な知見があり、除草についても適切に実施するとのことでした。特に問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**議長**

ありがとうございました。

今回改めて現地調査員として現地を確認した小山委員の御意見をお伺いいたします。

**小山委員**

議席番号11番小山です。

議案第1号、申請番号1、2及び3についてですが、内容はただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございます。本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われますが、ただいまありましたように、地元の意見を考慮することが必要かと思われますので、しっかりと説明をしていただき、その上で地域の農家の方に了承をいただきたいと思います。個人的には反対でございますが、県が了承したということで、しっかりと説明をしていただければと思います。

なお、賃貸借権については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺農地に対する特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

よろしくお願いいたします。

**議長**

ありがとうございました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。番号1及び2は番号3と同日付で許可することとし、番号3は、地元の意向を許可権者である千葉県に伝えつつ、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数です。番号1及び2は番号3と同日付で許可することとし、番号3は、千葉県に状況の説明の上、許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

申請番号1について説明いたします。

この案件は贈与による所有権移転です。譲受人におきましては、以前より譲渡人からこちらの土地を借りており、イチゴのハウスを設け、利用しております。地元としては全く問題がございませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号 10 番の布施でございます。  
ただいま川津推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないとみなしてまいりました。  
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号 2 の説明を地域担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区推進委員の布施です。  
2 号議案の 2 番について説明させていただきます。  
この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人はおじになります。そのおじさんにもう管理できないということでお願いされましての申請になります。先日、現地を確認してまいりましたが、重機を使ってきれいに整地がされていまして。何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号 11 番、小山です。  
ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号3の説明を地区担当推進委員の今宮委員に求めます。

今宮推進委員

地区担当推進委員の今宮です。  
申請番号3について御説明いたします。  
この案件は売買による所有権の移転です。譲受人におきましては、以前よりこちらの水田を耕作している稲作農家でございます。畑につきましても、槇畑としてきれいに管理されておりましたので、地元としても特に問題ございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。  
ただいまの今宮推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題はございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号4の説明を地域担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号4について説明いたします。

この案件は売買による所有権の移転です。こちらの譲受人におきましても、以前より譲渡人の水田を耕作している稲作農家でございます。現地を確認してきましたが、きれいに管理されておりましたので、地元としては特に問題はないと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいまの伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号5の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

担当推進委員の山下です。

番号5について説明いたします。

この水田なんですけれども、譲渡人がずっとほかの方に貸しておりまして、去年は借手がおらず、1年、休耕でした。そこで、譲受人がこの水田を借りることになったんですけれども、この近くにもまた畑を借りていて、非常に都合がいいということで話がまとまりました。ちょっと、住んでいるところは遠いんですけれども、やる気に満ちておりまして、ぜひよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員

3番高野です。

ただいま山下委員の説明のとおりでございますので、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議お願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号6及び7は隣接する案件ですので、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号6及び7は一括して審議いたします。

現地の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、申請番号6及び7を説明させていただきます。

6の場合は、譲渡人は体力的な不安から継続して耕作が困難な為、また7としては、譲渡人は遠方へ引越しをして耕作できない為となっています。また、譲受け希望者がいるかいないか譲受人は、近隣の農家に探したところ、誰もいないために、自宅と申請地が隣接していることから、取得して引き続き耕作地として使用したいとのことでした。ナンバー6も一緒ということです。7も、6と同じ隣接地で、自分が取得して、引き続き耕作地として使用したいとのことでした。

地区としても特に問題はないかと思いますので、御審議よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地区の農業委員、議席番号16番林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林でございます。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、随分奥に入った農地でございまして、なかなか借手もないということで、私も現地確認をした中で、そういった点では問題がないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号8の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当委員の高橋です。

申請番号8について説明いたします。

この案件は売買による所有権の移転です。譲渡人は高齢であり耕作できない為、譲受人は経営規模を拡大したいということで、今回の申請に至りました。現地を確認したところ、きれいに管理されて、秋冬ニンジンなどを作付けしていく予定とのことでした。地元としても特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号16番林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林でございます。

ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認をし、問題はないということで見えてまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない

方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号 9 の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

申請番号 9 について説明させていただきます。

こちらの案件も売買を伴う所有権の移転でございます。譲渡人は高齢であり規模縮小の為、譲受人は隣接地を耕作しているため地続きであり、こちらも土地を取得し経営規模を拡大させたいとのことでした。現地を確認したところ、きれいに管理されており、里芋や落花生などを作付けしていくとのことでした。地元としても特に問題ございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 16 番林委員に求めます。

林委員

議席番号 16 番の林でございます。

ただいまの高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いまして、問題はないものと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 9 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号 10 の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

担当推進委員の川島です。

5 年の使用貸借権設定ということになります。譲渡人は高齢であり農業経営を縮小したい為、また、譲受人は定年退職して野菜を作りたいと思い、耕作地を探していたところ、親戚のおじさんの農地が空いていたということで、トントン拍子に話が進んだということです。地元としては何の問題ありません。よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 5 番上山委員に求めます。

上山委員

議席番号 5 番の上山です。

ただいまの川島推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 10 を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 11 の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号 11 について説明をさせていただきます。

賃貸借権の設定です。譲渡人は高齢で経営を縮小したい為、譲受人は、2 年ほど前から新規就農者として小松菜の栽培をしております。私も農地パトロールの際には気をつけて見るようにしていますが、問題はなく耕作がされております。トマトを栽培したいということで、今回の申請となりました。先日、現地を確認してきました。きれいに管理されており、問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 6 番古川委員に求めます。

古川委員

議席番号 6 番の古川でございます。

ただいまの高宮推進委員の御説明のとおりでございます、私も現地確認を行いまして、問題はないと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 11 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号 12 の説明を隣接地区推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員

隣接地区推進委員の椎名です。

12 番について説明いたします。

この案件は売買による所有権の移転です。譲渡人におきましては、遠方に住んでおり、高齢のため耕作できないということで、近所の譲受人に相談したところ、うちでやりましょうということで、今回の申請になりました。現地を確認しましたが、この時季ですのでだんだん草が伸びてきて、多少荒れてはきていますが、管理は十分されていると思います。別に問題はないかと思うしますので、御審議よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 9 番石井委員に求めます。

石井委員

議席番号 9 番の石井です。

ただいまの椎名推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等、行ってまいりましたが、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 12 を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 3 号

議長

日程第 6、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

本案件は、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての、申請番号4から7の同一事業でございます。

お諮りいたします。

本案件は日程第7、議案第4号、第5号案件の申請番号4から7と一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

本議案は、議案第4号の申請番号4から7と一括して審議いたします。

---

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第4号、申請番号1について説明いたします。

こちらは第2種農地への太陽光発電設備設置を目的とした申請です。先日、現地を確認してきました。譲受人は、太陽光発電設備設置を計画し、用地を検討していたところ、条件に合った当該農地において、現地で耕作しておらず、管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

現地を確認してきましたが、申請地は第2種農地であり、隣接農地所有者からも合意を得られているため、地元としても問題ないかと思われます。御審議よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

4 番小川です。

先日、現地確認をしてまいりました。議案第 4 号の申請番号 1 についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりでございます。本件は第 2 種農地への太陽光発電の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題はないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可相当として意見を付すことに異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

次、総会資料 68 ページからです。

申請番号 2 及び 3 は、譲受人、譲渡人及び転用目的が同じです。一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号 2 及び 3 は一括して審議いたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第4号、申請番号2番及び3番について説明いたします。

こちらは第2種農地への太陽光発電設備設置を目的とした申請です。先日、現地を確認してきました。譲渡人は農業を営む後継者がおらず、土地を耕作してもらっていましたが、今年6月を最後に耕作者が耕作をやめるということでした。今後の土地の管理に苦慮していたところ、譲受人から太陽光発電設置の話があり、申請に至ったものです。

隣接農地所有の同意も得られており、地元としても問題はないかと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

4番小川です。

先日、現地確認をしてまいりました。議案第4号の申請番号2及び3についてですが、内容は先ほど高橋推進委員が説明したとおりでございます。本件はいずれも第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においても問題はないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2及び3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

続きまして、総会資料52ページ及び86ページからです。

日程第6で決定したとおり、申請番号4から7は、議案第3号、申請番号1と併せて審議いたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津です。

議案第3号、申請番号1及び議案第4号、申請番号4から7について御説明いたします。

こちらは第2種農地への中学校校舎建て替え及び駐車場設置を目的とした申請です。先日、現地を確認してまいりました。成東中学校は、最も古い校舎は築60年を経過しており、老朽化が進む中、毎年のように設備・施設等の修繕が発生していることから、生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、校舎改築を行うとのことでした。

隣接農地所有者の同意も得られており、地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

先日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号1及び議案第4号、申請番号4から7についてですが、内容はただいま川津推進委員が説明したとおりでございます。本件は第2種農地への中学校の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号４から７及び議案第３号、申請番号１を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第５号

議長 日程第８、議案第５号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第５号は原案のとおり決定すべきものと意見を付することで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第６号

議長 日程第９、議案第６号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。  
この議案は一括審議といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。  
番号ごとに推進委員の報告を求めます。  
番号1の報告を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。  
番号1について説明します。  
今回、法人の新規事業としてイチゴの栽培を行うということでした。いちご組合と連携、サポートを受けながら栽培技術を習得し、5年後の年間所得が2,000万円、労働時間2,000時間以内の安定した経営を目指すということで、イチゴ狩りを通して地域の観光の活性化に寄与したいという前向きな意見でしたので、よろしくお願いします。

議長

続きまして、番号2の報告を地区担当推進委員の小野崎委員に求めます。

小野崎推進委員

地区担当委員の小野崎です。  
新規の申請となります。両親と共に施設野菜、トマト、トウモロコシ、それから水稻を中心とした複合経営を行っています。今回の認定申請に関わり、本人と面接をして確認をしてきました。認定後は、本認定制度を活用して、機械・施設の更新や導入を図っていききたいとのことです。地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、番号3の報告を隣接地区推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員

隣接地区担当推進委員の椎名です。  
番号3番について御説明いたします。

新規の申請です。家族4人で水稻を中心とした経営を行っております。育苗施設、灌水施設等の改良を行い、作業の効率化を図っていききたいとのことです。何ら問題なく、頑張っておりますので、審議をよろしくお願いいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

**議長** その他の案件について、皆様から御意見等ございますか。

---

◎閉 会

**議長** 御意見がございませんので、本日の総会を閉会といたします。